

地方交付税の総額確保を求める意見書（案）

地方分権の推進、少子・高齢化への対応、防災・防犯に対する安全・安心の確保など、地方の行政需要は増大しており、地方自治体の果たす役割はますます重要になってきているが、平成16年度には、地方交付税の一方的な削減が行われたため、多くの自治体において歳出予算の大幅な削減を余儀なくされ、公共サービスの見直しを迫られている。

岡山県においては、平成9年以来、3次にわたる行財政改革に取り組み、特に県債残高や公債費といったいわゆるストックベースに関わる部分で一定の改善をみてきたものの、この交付税ショックにより、約300億円規模で一般財源が激減し、現在の状況が続いた場合の向こう10年の傾向を見ると、構造的に約300～400億円規模で毎年の収支不足が見込まれるとともに、特定目的基金からの繰替運用等の緊急避難的な対策も限界に近づいてきたところである。

このような地方の実情・行革努力を無視して、一方的に削減が行われた地方交付税の総額確保がなされなければ、真の地方分権社会の実現に向けた自主財源の確保はいうまでもなく、標準的な行政サービスの水準を維持・確保していくことすら困難である。

よって、国においては、地方において必要不可欠な財政需要を適切に算定することにより、地方交付税を総額確保し、財源保障・財政調整機能をしっかりと回復させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
衆議院議長
参議院議長